

29 健介保第 1713 号

平成 30 年 2 月 9 日

関係有料老人ホーム 施設長 様

名古屋市健康福祉局
高齢福祉部介護保険課長

老人福祉法等改正による前払金保全措置の義務の対象拡大について（通知）

日頃は、本市の高齢福祉業務にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。
ます。

このたび、老人福祉法等が改正（平成 30 年 4 月 1 日施行）されることにより、
前払金保全措置の義務の対象外であった施設にまで保全措置義務の対象が拡大
され、貴施設もその対象に含まれることとなりました。

経過措置として法施行から 3 年後の適用とされていますが、前払金のある施
設におかれましては、別添の資料 1 をご確認ください、できるだけ速やかに必要
な措置をお取りくださいますようお願いいたします。

※ 本通知は前払金の有無にかかわらず、平成 18 年 3 月 31 日以前に届出され
た全有料老人ホームに送付しております。

名古屋市健康福祉局高齢福祉部
介護保険課指導係
電話 052-972-3087
F A X 052-972-4147

有料老人ホーム前払金保全措置義務の対象拡大について

事業倒産等の場合に備えた有料老人ホーム入居者保護の充実を図るため、前払金を受領する場合の保全措置の義務対象が拡大されます。現行は、平成 18 年 3 月 31 日以前に届出された有料老人ホームは前払金の保全措置の義務対象外となっていますが、今回の改正によって義務対象に追加されることとなります。

経過措置として法施行から 3 年後の適用とされるため、2021 年（平成で言うと 33 年）4 月 1 日以降の入居者が保全措置義務の対象となります。

- 介護保険法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 77 号）附則第 17 条 3 項 老人福祉法第 29 条第 7 項の規定は、同条第 1 項に規定する有料老人ホーム（施行日の前日までに旧老人福祉法第 29 条第 1 項の届出がされたものその他の前項に規定する厚生労働省令で定めるものに限る。）に地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号）の施行の日から起算して 3 年を経過した日以後に入居した者に係る前払金について適用する。
- 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 29 条
7 有料老人ホームの設置者のうち、終身にわたって受領すべき家賃その他厚生労働省令で定めるものの全部又は一部を前払金として一括して受領するものは、当該前払金の算定の基礎を書面で明示し、かつ、当該前払金について返還債務を負うこととなる場合に備えて厚生労働省令で定めるところにより必要な保全措置を講じなければならない。
- 老人福祉法施行規則（昭和 38 年 7 月 11 日厚生省令第 28 号）第 20 条の 9
法第 29 条第 7 項に規定する厚生労働省令で定めるものは、入居一時金、介護一時金、協力金、管理費、入会金その他いかなる名称であるかを問わず、有料老人ホームの設置者が、家賃又は施設の利用料並びに介護、食事の提供及びその他の日常生活上必要な便宜の供与の対価として収受する全ての費用（敷金（家賃の 6 月分に相当する額を上限とする。）として収受するものを除く。）とする。

- 老人福祉法施行規則（昭和 38 年 7 月 11 日厚生省令第 28 号）第 20 条の 10
有料老人ホームの設置者は、法第二十九条第七項の規定により、一時
金に係る銀行の債務の保証その他の厚生労働大臣が定める措置を講じな
ければならない。

- 厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置
(平成18年3月31日)
(厚生労働省告示第266号)
 - ➡ 厚生労働省ホームページ内の「厚生労働省法令等データベースサービ
ス」を参照のこと。